

令和2年12月25日

吉野町長 中井 章太 殿

吉野町における一般廃棄物処理のあり方検討委員会
委員長 荒井 喜久雄

提 言 書

令和2年6月11日付けで、本委員会に対して意見を求められた事項について、下記のとおり提言します。

記

1. 可燃ごみは、令和6年3月31日まで、吉野広域行政組合を通じて橿原市への処理委託を継続する。
2. 可燃ごみ以外のごみは、吉野町単独処理へ移行後のごみ処理について、現状処理を一部変更、もしくは簡略化して現施設を活用し処理できるよう検討を進める。
3. 国・県のごみ処理の広域化やごみ処理施設の集約化等の方針を踏まえ、将来的には近隣市町村との新たな広域化を目指すため、今後、奈良県や関係市町村に対して広域化の働きかけを行っていく。
4. 橿原市への継続委託期間経過後は、吉野町の方針を具体化することができるまでの暫定的な措置として、他の自治体や組合等への焼却委託の交渉を最優先に進めると共に、民間事業者への処理委託の活用を検討する。
5. 他の自治体あるいは民間事業者に搬出する際には、輸送効率の向上と地元への配慮のため中継施設（積替え施設）を設置し、その対応にあたる。
6. 吉野町の資源循環を進め循環型社会の構築に向けて、ごみ減量化施策を策定し町民に協力を呼び掛けていく。

なお、本提言は実施にあたって関係機関等との協議・調整も必要であることから、具体的な検討になるべく早く着手されたい。

また、町は今回検討委員会を設置するに至った経緯を踏まえ、住民各位に適切な情報を提供するとともに、住民の意向を反映したごみ処理行政の実現に努められたい。



以上

1. はじめに

吉野町では、平成 31 年1月に「さくら広域環境衛生組合」から脱退することを表明して以来、今後のごみ処理について処理方針の検討を行ってきましたが、町民の生活に密接に関わるごみ処理事業であることから、住民の意見の聴取や反映を行い、幅広い観点から必要な事項を総合的に検討していくため、令和 2 年 6 月 11 日に町長から委員委嘱を受け、一般廃棄物(ごみ)処理の今後のあり方並びに処理方法について、合計 4 回の吉野町における一般廃棄物処理のあり方検討委員会を開催し議論を行いました。併せて県外民間処理業者の焼却施設及び県内自治体のごみ中継施設(可燃ごみ積替え施設)を視察し、実際の処理状況について、現場での確認を行いました。

当委員会では、吉野町の現状の把握と考え得る方策を調査・整理したうえで、今後の吉野町にふさわしいごみ処理方針について検討するため、ごみ処理状況、ごみ処理における課題、ごみ処理方法における費用比較、実現可能性等の考察を踏まえ、ごみ処理の広域化の必要性、各処理方法におけるメリット・デメリット、民間委託の事例・問題点などについて審議を重ねました。

なお、吉野町はこれまで吉野広域行政組合の構成自治体として、吉野三町村クリーンセンターにおいて、川上村、東吉野村とともに 3 町村でごみ処理を行ってきましたが、吉野郡内 3 町 4 村でごみ処理施設整備を進めていました「さくら広域環境衛生組合」から正式に脱退したことから、令和 5 年度中に予定されるさくら広域のごみ処理施設稼働後は、川上村及び東吉野村が同組合においてごみ処理を行うことから、吉野町単独でのごみ処理が必要となりました。

このことから、可燃ごみの処理については、橿原市への処理委託期限が令和 6 年 3 月末まで延長されることから、主として令和 6 年 4 月以降の吉野町単独での可燃ごみ処理方法の検討を行いました。

また、可燃ごみ以外のごみ処理については、さくら広域のごみ処理施設稼働前は 3 町村(吉野町・川上村・東吉野村)での処理を継続し、稼働後は吉野町単独でのごみ処理を実施することを踏まえ、今後のごみ処理のあり方について検討を行いました。

これらの検討結果を踏まえて、この度、吉野町における一般廃棄物処理のあり方検討委員会としての提言をとりまとめました。

2. 検討の経過

本委員会においては、全4回の会議にて、ごみ処理の現状と課題、可燃ごみ及び可燃ごみ以外のごみ処理の方法、ごみの減量施策、ごみ処理基本計画素案等について検討を行いました。

本委員会の開催状況と主な審議内容等は、次の表1に示すとおりです。

表1 委員会開催状況と主な審議内容等

回数	開催日	主な審議内容等
第1回	令和2年 6月11日	<p>1. 委員長、副委員長の選出</p> <p>2. これまでの町の検討経緯説明</p> <p>3. 委員会のスケジュール及び検討内容の概要説明</p> <p>4. 委員会の公開、委員会設置要綱、会議運営等の概要説明</p> <p>5. 吉野町におけるごみ処理の現状説明 (ごみ処理の流れ、ごみ処理施設の状況、ごみの排出量・処理量の実績、ごみの排出量の予測、県内での広域化の動き等)</p> <p>6. 今後の検討事項の概要説明 (ごみ処理方法の比較検討、検討事項の整理等)</p> <hr/> <p>※審議状況等</p> <p>◇ 質疑応答、次回継続審議事項等の確認</p>
第2回	令和2年 7月30日	<p>1. 前回委員会の質問、確認事項等の再説明</p> <p>①委員の守秘義務の取扱い ②民間事業者による町内での廃棄物処理 ③トンネルコンポストの比較検討 ④ごみ排出量の予測 ⑤橿原市への委託の今後の見込み等 ⑥吉野三町村クリーンセンターの利用 ⑦ごみ処理に要する費用 ⑧さくら広域の負担金額の状況、再加入の可能性等 ⑨他の自治体の取組事例 ⑩奈良県の広域化の動きと今後の予想</p> <p>2. 吉野町における今後のごみ処理の方法について (現在のごみ処理方法、将来のごみ処理方法の検討スケジュールの概要説明)</p> <p>3. 可燃ごみ処理方法についての再説明</p> <hr/> <p>※審議状況等</p> <p>◇ 質疑応答、継続審議事項等の審議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ処理の広域化や橿原市への可燃ごみ処理委託延長依頼についての町の取り組み等についての質疑応答 ・可燃ごみの処理方法について 「①町単独での焼却施設整備」「②トンネルコンポストによる発酵処理施設整備」「③民間処理業者への処理委託」「④他自治体への処理委託」「⑤新たな広域・共同処理の検討」「⑥民間事業者による町内での廃棄物処理」の六つのケースに分類し、経済的側面や実現可能性等の比較検討

回数	開催日	主な審議内容等
第3回	令和2年 10月5日	<p>①可燃ごみの処理方法について(前回からの継続審議) (檀原市への可燃ごみ処理委託期限延長承認の報告)</p> <p>②可燃ごみ以外のごみ処理について</p> <p>③将来のごみ処理方法について</p> <p>④ごみの減量化方策について</p> <p>※審議状況等</p> <p>◇ 可燃ごみ処理方法の審議 ・檀原市への処理委託期限延長後の可燃ごみ処理方法は、中継施設(積替え施設)を整備し、県外の民間処理業者委託処理することについて、他の処理方法との比較検討</p> <p>◇ 可燃ごみ以外のごみ処理方法の審議 ・処理場所、ごみの種類ごとの処理方法、新たな分別区分など、処理方針の検討</p> <p>◇ 将来のごみの処理方法の審議 ・現在の3町村でのごみ処理から吉野町単独でのごみ処理への移行スケジュールの確認 ・ごみの種類ごとの処理方法案の検討</p> <p>◇ ごみの減量化方策について ・ごみの減量化施策(案)として、3R「・発生抑制の推進(リデュース)・再使用の推進(リユース)・資源化の推進(リサイクル)」の推進、環境教育・啓発、普及等の推進、適正処理の推進について、基本方針の審議</p>
視察	令和2年 11月11日	<p>※施設見学等</p> <p>◇ 可燃ごみの県外民間処理業者での焼却処理の視察</p> <p>◇ 県内自治体の中継施設(積替え施設)での処理状況の視察</p>
第4回	令和2年 11月26日	<p>1. 第1回から第3回までの検討委員会並びに現場視察の集約</p> <p>2. あり方検討委員会から町長への提言(案)の検討</p> <p>3. 吉野町一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(案)の概要説明</p> <p>※審議状況等</p> <p>◇ 提言書(案)の審議</p>

3. 検討結果（今後のごみ処理のあり方について）

(1) ごみ処理方法の移行スケジュールについて

吉野町単独でのごみ処理への移行スケジュールは以下の予定となるので、委員会ではこのスケジュールを踏まえ必要な検討を行い、審議結果をとりまとめました。

《可燃ごみの処理》

- ・吉野広域行政組合から橿原市への焼却委託期間

【当初契約】平成29年4月1日～令和3年3月31日

【契約延長】令和3年4月1日～令和6年3月31日

- ・【令和6年4月1日以降】吉野町単独で新たな方法による可燃ごみの処理

《可燃ごみ以外のごみ処理》

- ・さくら広域環境衛生組合のごみ処理施設稼働の前後（令和5年度中）で処理方法が異なる。

【さくら広域稼働まで】3町村（吉野町・川上村・東吉野村）での処理を継続

【さくら広域稼働後】ごみの種類ごとの処理方法、新たな分別区分など、処理方法案の検討を行い、吉野町単独でのごみ処理を実施

※吉野町における将来のごみ処理方法の移行スケジュールを図1に示します。

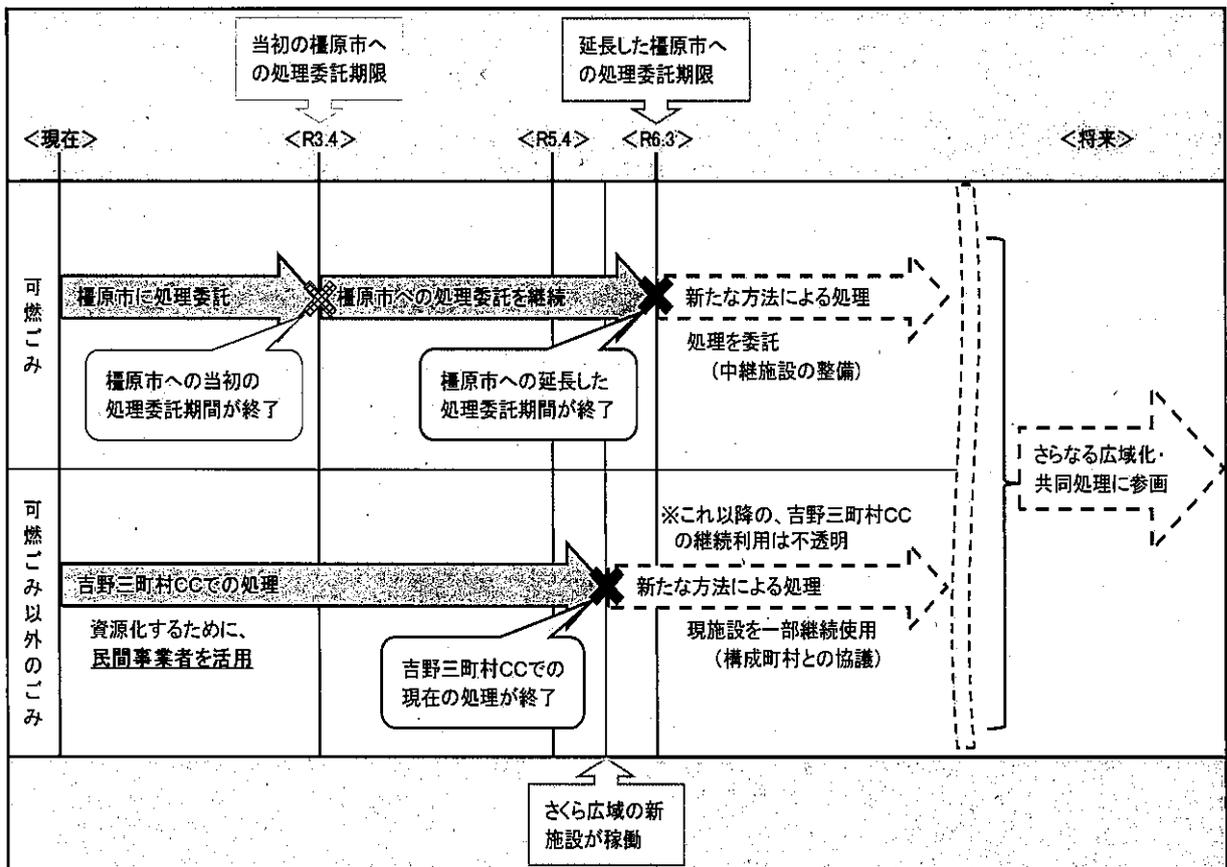


図1 将来のごみ処理方法の移行スケジュール

(2) 基本的な考え方について

現在の吉野町の財政状況から考えると、町単独での大きな経費を要する施設の新設整備は非常に困難な状況にあります。また、ごみ処理施設の維持管理についても、財政的なスケールメリットを含めた効率的なごみの減量化・資源化、運転管理を行う必要があり、近隣地域全体での安定化・効率化、持続可能な廃棄物の適正処理の確保を目指していくことが重要です。

また、国・県のごみ処理の広域化やごみ処理施設の集約化等の方針も踏まえ、将来的には近隣市町村との広域化検討への参加や関係市町村との協議開始等、広域化を目指すことを基本理念とし、実現に向けての協議を進めることが望ましいと考えます。

(3) 可燃ごみの処理方針について

令和6年4月以降の可燃ごみの処理については、他の自治体や組合等への焼却委託ができるよう最優先に交渉することを求めます。

しかし、将来的なごみ処理の広域化や自治体間の連携等、吉野町の方針を具体化することができるまでの暫定的な措置として、以下により、可燃ごみ処理を民間処理業者に委託することが望ましいと考えます。

《委託理由》

可燃ごみの処理方法の可能性について、想定されるケースにおける比較検討の結果、中継施設(積替え施設)を整備し、県外の民間処理業者へ委託処理することについて、他の処理方法と比較して、現状では実現可能性が高く、一時的な民間委託は将来の広域化に柔軟性を持たせることができると判断しました。

なお、今後新たに実現可能性のある選択肢が出てきた場合には、その協議や対応の検討を求めるとしました。

《留意事項》

町は、一般廃棄物の処理について統括的な責任を有しており、他者に処理を委託する場合でも、その処理責任は町が有することから、民間委託にあたっては、委託先施設のトラブル時等でもバックアップ体制に留意が必要であり、次のような対応を検討することを求めました。

- ・委託先のトラブル時等のバックアップ体制として、他の焼却施設の確保のため、委託先以外の他の民間廃棄物処理施設等との協定を締結すること。
- ・委託先との長期協定の締結検討等、ごみ処理の継続性を担保し、持続可能な適正処理の確保を目指すこと。

(4) 中継施設(積替え施設)の設置について

中継施設(積替え施設)は、収集地域と処理施設との間で、収集・運搬効率を高めるために、小型・中型収集車のごみを圧縮・貯留して大型運搬車へ積替えを行う施設であります。

民間処理業者に可燃のごみ処理を委託する場合は、以下により、直営の中継施設(積替え施設)を設置することが望ましいと考えます。

《設置理由》

可燃ごみの民間処理業者への運搬については、中継施設(積替え施設)を整備し、

小型・中型収集車でのごみ収集を一旦集約し、大型車に積替えることにより、処理施設への輸送効率が向上し、コストの低減、環境負荷の低減、交通渋滞の緩和、運搬負荷の均等化等が可能となります。

また、ごみ処理の広域化が実現した場合にも、受け入れ側から搬入台数抑制の要請がある場合が想定されることから、中継施設導入の必要性があることや、直営の施設整備により、一般廃棄物処理に係る直接的な監視や管理、ごみの分析が可能となります。

《留意事項》

現吉野三町村クリーンセンター内で中継施設(積替え施設)を整備した場合、進入路が狭く、大型車両(10トン車等)での通行に支障があるため、通行に支障が出ないよう道路の改修や拡幅を行うこと。

なお、ごみ中継施設の建設及び稼働までは、暫定的な積替え場所の確保を検討すること。

(5) 町ごみ処理施設の候補地について

吉野町単独でのごみ処理に移行後の町ごみ処理施設を整備する場所の検討においては、現吉野三町村クリーンセンターの跡地を利用する場合は、吉野広域行政組合や地元地区と協議していく必要があるが、その場合と新たに候補地を選定する場合との比較検討の結果、跡地を利用するメリットが大きいため、今後の検討は、吉野三町村クリーンセンターの跡地での整備を中心として検討することが現実的であると判断し、以下により、活用案の検討を進めることを求めました。

《留意事項》

- ・既存施設があることにより、面積・動線の制約が出てくることが想定されるが、吉野町のごみ処理方針に応じ、既存施設、設備の活用の有無を検討すること。
- ・跡地の活用方針、整備計画の概要を早期に策定し、吉野広域行政組合(吉野町・川上村・東吉野村)との協議・調整を開始すること。
- ・中継施設の整備においては、吉野広域行政組合との協議・調整と並行して、吉野三町村クリーンセンターの地元連絡協議会との協議・調整を開始し、地元住民との合意を形成していくこと。
- ・新たな候補地が見つかった場合は、実現可能性を見極め再検討すること。

(6) 可燃ごみ以外のごみ処理について

可燃以外のごみの処理方法についても、これまで分別を実施していなかった品目についても新たに分別区分を設けることで、さらに安定かつ安全な処理を推進することができることから、個別に検討を行った結果、次の表1の「可燃ごみ以外のごみ処理(案)」で検討を進めることとし、今後の社会情勢の変化や排出状況等に応じて随時検討することにより、ごみ処理業務の改善を継続して実施していくことに留意することを求めました。

表 1 可燃ごみ以外のごみ処理

ごみの種類	ごみの処理方法
粗大ごみ	手作業により不燃物・資源物を選別し、残った可燃物を重機等により破砕（可燃物は焼却、不燃物は埋立、資源物は資源回収業者へ搬出し資源化） 【現状処理の一部変更】
不燃ごみ	手作業で分解し分別・選別（可燃物は焼却、不燃物は埋立、資源物は資源回収業者へ搬出し資源化） （小型家電、有害・危険ごみは別区分で処理） 【現状処理の簡略化】
カン	ストックヤードで保管後、資源回収業者へ搬出し資源化（分別・圧縮は行わない） 【現状処理の簡略化】
ビン	ストックヤードで保管後、資源回収業者へ搬出し資源化（手選別の色分けは行わない） 【現状処理の簡略化】
ペットボトル	圧縮機により圧縮し保管後、資源回収業者へ搬出し資源化 【現状処理の継続】
古紙・古布	古紙：ストックヤードで保管後、資源回収業者へ搬出し資源化 【現状処理の継続】 古布：ストックヤードで保管後、資源回収業者へ搬出し資源化 【新規処理】
小型家電	回収ボックスを回収し保管後、処理業者へ処理を委託 【新規処理】
有害・危険ごみ	回収ボックスを回収し保管後、処理業者へ処理を委託 【新規処理】
廃食用油	回収ボックス・ペール缶を回収し保管後、資源回収業者へ搬出し資源化 【現状処理の継続】

(7) ごみの減量化施策について

吉野町では、ごみの減量化につなげる施策として、ごみの区分と出し方に関する環境対策ガイドブックの全戸配付、生ごみの水切り等「生ごみ3キリ運動」の推進啓発、ごみの分別・減量・資源化に関する出前講座、小学生を対象とした環境学習の取組み、廃食用油の拠点回収、粗大ごみのリクエスト収集、高齢者等に対するごみの各戸収集等の町独自の取組みを実施してきました。

ごみを減量化し、資源循環型の持続可能な社会を形成していくためには、私たち一人ひとりが、自ら日常生活や事業活動を再点検し、3R【ごみの発生・排出抑制(リデュース)、再使用(リユース)、再生利用(リサイクル)】の取組みを進め、環境への負荷の少ない生活スタイルや事業活動を広く実践していくことが大切です。

今後、可燃ごみの処理委託など、町独自でのごみ処理対応が想定されることから、持続可能なごみ処理の仕組みを構築するため、町民・事業者・行政の3者が連携・協

働して、現在実施している施策のさらなる強化と本町に適した施策を講ずることにより、さらなるごみの減量化の達成につなげていくことが求められます。

また、ごみ処理は特に住民生活と密接に関わることであり、民間委託を行う場合においても、ごみの減量化が委託経費の節減に直接関わることから、処理費をできるだけ抑えるためにも、町として今まで以上にごみの減量化や資源化を推進していくことが必要となります。

これらのことから、特に各種ごみの対策(家庭ごみ、事業所ごみ、資源ごみ、生ごみ、粗大ごみ、使用済み紙オムツ、3Rの推進、廃棄物処理施設等)についての現状と課題を整理し、減量化への取組みを推進していくことを求めました。

4. まとめ

本委員会では、吉野町のこれまでの廃棄物処理行政の経過と今後の課題を踏まえ将来的なごみ処理の広域化や自治体間の連携の可能性等を視野に入れ、その実現に向けての協議を進めることを基本理念とし、この基本理念に沿った一般廃棄物(ごみ)処理のあり方として、広域化が実現されるまでの柔軟性を持った暫定的な可燃ごみ処理の方法として、可燃ごみ処理の民間委託を選択することを提言します。

可燃ごみの中継施設(積替え施設)の整備については、将来にわたって町内の一般廃棄物(ごみ)の適正な処理を継続していくため、町の責務として必要な措置であり、実現可能性やコスト削減の観点からも現吉野三町村クリーンセンター跡地が有力な候補地であると考えます。

可燃以外のごみ処理の候補地としても、現吉野三町村クリーンセンターの跡地での整備を中心として検討することが現実的であると判断し、特に町のごみ処理方針に応じた施設活用、吉野広域行政組合との協議・調整の開始、地元住民との合意形成、進入路の道路改修等に留意して検討を進めることを求めます。

また、ごみの減量化方策については、町として今まで以上にごみの減量化や資源化を推進していくことが必要となることから、3R「発生抑制の推進(リデュース)・再使用の推進(リユース)・資源化の推進(リサイクル)」の推進等、各施策案の具体化並びに実現に向けての取組みの推進を求めました。

本委員会は、吉野町がこの提言を踏まえ、可燃ごみ処理方針の実現、並びに可燃ごみ以外のごみ処理の町単独処理へのスムーズな移行に向けた取組みをより一層推進されることを期待します。

また、本委員会での検討事項を吉野町が策定する一般廃棄物処理基本計画に反映し、町民・事業者・行政が一体となって、計画に示す「持続可能な循環社会のまちづくりの実現」が達成できるよう、一層努力されることを期待します。

◇ 吉野町における一般廃棄物処理のあり方検討委員会委員一覧

委員長	荒井 喜久雄	学識経験者(公益社団法人全国都市清掃会議)
副委員長	小松 正	国栖地区代表
委員	島 秀次	上市地区代表
委員	生駒 勝	吉野地区代表
委員	上田 秀幸	中荘地区代表
委員	森本 和雄	龍門地区代表
委員	藤裏 勲	中竜門地区代表
委員	里田 良子	公募委員
委員	菊谷 久美	公募委員

◇ 事務局

吉野町役場 暮らし環境整備課 環境対策室

〒639-3113 奈良県吉野郡吉野町大字飯貝1217-6番地

TEL: (0746)32-9024 (0746)32-8844【IP直通電話】

FAX: (0746)32-5844

Mail: kankyou_t@town.yoshino.lg.jp